○内閣府告示第千二百十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年六月七日内閣府告示第百八十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月十二日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年十二月一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　松江市

三　構造改革特別区域の名称　宍道子しじみグローアップ特区

四　構造改革特別区域の範囲　松江市の区域の一部（宍道町及び八雲町）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　三歳未満児に係る幼稚園入園事業（八〇六）及び公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第千二百十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年九月五日内閣府告示第百四十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月十二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年十二月一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東京都品川区

三　構造改革特別区域の名称　小中一貫特区

四　構造改革特別区域の範囲　東京都品川区の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　構

造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

○内閣府告示第千二百二十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年八月八日内閣府告示第七百五十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月十二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年十二月一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　三重県

三　構造改革特別区域の名称　三重県障害児者デイサービス推進特区

四　構造改革特別区域の範囲　津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、久居市及び伊賀市並びに三重県桑名郡木曽岬町、員弁郡東員町、三重郡菰野町及び川越町、安芸郡河芸町、芸濃町、美里村及び安濃町、一志郡香良洲町、一志町、白山町及び美杉村、多気

郡大台町、勢和村及び宮川村並びに度会郡玉城町、度会町、南伊勢町及び大紀町の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

○内閣府告示第千二百二十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年七月八日内閣府告示第百八十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月十二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年十二月五日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　千葉県

三　構造改革特別区域の名称　健康福祉千葉特区

四　構造改革特別区域の範囲　銚子市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、富津市、印西市、白井市及びいすみ市並びに千葉県印旛郡栄町、香取郡栗源町及び東庄町、長生郡睦沢町、長生村及び白子町、夷隅郡御宿町並びに

安房郡鋸南町及び千倉町の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）